

野球練習中の事故裁判例の報告

関口・富田法律事務所

弁護士 富田 英司

1. 裁判例を検討する意義

➤裁判例には、裁判所が、野球練習中の事故の原因を特定し、指導者（指導教諭や監督ら）がどのような義務を負っていたか（何をすべきだったのか、どの程度注意すればよかったのか）という判断が含まれる。

⇒裁判例を検討することによって、

- ・ どうすれば法律上の責任を負わないか
 - ・ どうすれば将来同じ事故の発生を予防できるか
- について知識を得ることができる。

2. 指導者が負う法的責任

(1) 指導者が負う民事責任

➤ 不法行為責任（民法709条）

要件：故意過失（**注意義務違反**）

権利侵害

損害の発生

因果関係

責任能力、違法性

注意義務：事故の発生を予見することが可能であったかという**予見可能性**を前提とした、事故を回避できたかという**結果回避義務**

👉 注意義務と安全配慮義務の具体的内容は基本的に同じ（福岡高判平成元年2月27日判時1320号104頁）

➤ 債務不履行責任（民法415条）

要件：契約関係の存在

債務不履行（**安全配慮義務違反**）

損害の発生

因果関係

安全配慮義務：契約上の付随義務としての、生命及び健康等を危険から保護する義務

2. 指導者が負う法的責任

(2) 指導者が負う刑事責任

➤ 業務上過失致死傷罪（刑法211条）

野球指導における**注意義務**に違反して部員や生徒を傷害や死亡に至らせた場合

(3) 国公立学校の教員による事故の場合

➤ 国家賠償法1条

国公立学校の場合、公務員（教諭）による注意義務・安全配慮義務の違反が認められた場合であっても、国又は地方公共団体のみが賠償責任を負い、指導教諭ら指導者に対する損害賠償請求は認められない。

*ただし、指導教諭らに「故意又は重大な過失」があった場合、国又は地方公共団体は、指導教諭に対し求償することができる。

3. 野球練習中の事故裁判例

(1) 裁判例における注意義務の判断要素

- ① 競技者（**被害者**）の属性：年齢、性別、健康状態、熟達度など
- ② **競技種目**：球技、格闘技、個人競技、団体競技など
- ③ **事故の状況**：天候、場所など
- ④ 当事者（**加害者**）の属性：競技者、指導者、主催者、施設管理者など

⇒ 野球事故練習中の事故についても、個別の状況に応じた要素を検討し、指導教諭や監督らの注意義務を設定している

3. 野球練習中の事故裁判例

(2) 打撃練習を安全に行う義務

➤ 周囲の野球部員らに対する安全に配慮する義務

事例2：野球部以外の部活との練習時間、方法の打ち合わせ等、事故防止のための人的物的な仕組み・体制を確立し、指示する義務

事例9：練習環境の隅々にまで注意を行き届かせる視点をもって、練習に立ち会い、安全な練習環境を保持し危険の防止を講ずる義務

事例18：グラウンド使用状況、広さ及び練習内容に照らし、事故防止のための十分な指導を行う義務

3. 野球練習中の事故裁判例

(2) 打撃練習を安全に行う義務

➤ 防球ネットを適切に設置、使用する義務

事例11：自ら防球ネットの損傷の有無を確認するか、部員に対し絶えず確認し損傷がある場合には必要な補修をするよう指導する義務

事例17：防球ネットがボール係を保護する位置に確実に設置されているか確認しそうした位置に設置するよう部員らに指導する義務

☞ **事例5**や**事例13**では、防球ネットやL字型防球ネットの設置に問題がなかったとして、注意義務違反はないとされた

3. 野球練習中の事故裁判例

(2) 打撃練習を安全に行う義務

➤ 天候や練習内容に応じた安全配慮をする義務

事例10：薄暮の時間帯になっても投球距離を短くした打撃練習を継続させたことは注意義務違反があった

事例15：スイング矯正のためにバットを放り投げる練習は必ずしも一般的な練習ではなく周囲の生徒に対し注意を促し移動させるなどの配慮をする義務があった

👉 **事例3**や**事例14**では、トスバッティングやティーバッティングにおける指導（体形や段階的な練習方法）に注意義務違反はなかったと判断された。

3. 野球練習中の事故裁判例

(2) 守備練習を安全に行う義務

➤ ノックを安全に行う義務

事例7：生徒らの動静に注意を払うことなく、漫然とノックし、ライナー性の打球を飛ばしたという注意義務違反があった

事例16：ノッカーである生徒に対し、野球部員の動静に対する安全確認を徹底するよう注意する義務

事例19：ノックする際、部員の方角を見てその動静を確認し、部員に注意を喚起するかノックを中止して危険を防止する義務

3. 野球練習中の事故裁判例

(2) 守備練習を安全に行う義務

➤ 周囲の野球部員らに対する安全に配慮する義務

事例1：部員や第三者にとって危険のない場所を選んで練習させ、安全をよく確かめて練習するよう指導する義務

3. 野球練習中の事故裁判例

(3) その他

➤ 防具・用具を適切に使用させる義務

事例6：審判をする生徒に防護マスクを用意して着用させる義務

事例8：審判をする場合の危険を周知徹底し、必ずマスクを着用するよう指導する義務

👉事例4では、ピッチングマシンによる打撃練習中にキャッチャーマスクを外した捕手にボールが当たった事故につき、注意義務違反はないとされたが、平成5年以降、捕手が座って投球を受ける際には捕手用具を着用するよう義務づけられたことに注意。

3. 野球練習中の事故裁判例

(3) その他

➤ 新入生に対する配慮

事例12：（加害生徒には）監督や捕手のダブルプレーを行う旨の指示を不注意で聞いていなかった過失があった

※加害生徒は、高校1年の新入部員で、5月18日事故当日、新入部員の中から自分が練習に選ばれて初めてダブルプレーの練習をすることに興奮するとともに、上級生のレベルの高さに圧倒されていた。

4. まとめ～指導者に課される注意義務

- 周囲の野球部員らに対する安全に配慮する義務
- 防球ネットを適切に設置、使用する義務
- 天候や練習内容に応じた安全配慮をする義務
- ノックを安全に行う義務
- 防具・用具を適切に使用させる義務
- 新入生に対する配慮

※落雷、熱中症、低体温症などのスポーツ事故については、指導者に対し、事故当時の科学的知見やガイドブックの内容に基づく、練習計画や中止判断、応急措置が求められる。

ご静聴ありがとうございました

大阪市北区西天満 4 - 7 - 1 北ビル 1号館 507 関口・富田法律事務所
弁護士 富田英司

Tel: 06-6363-7341 Fax: 06-6365-6013

email: tomita@st-law.jp